

消費生活相談員養成講座 受講者募集！

消費生活相談員とは・・・



主に消費生活センターなどで消費生活に関する相談に応じ、被害拡大の防止や救済活動等を行う相談員です。

相談員は、老人会等への出前講座も行います。

pixta.jp - 17622579

受講期間
(予定)

平成30年10月15日～平成31年1月15日

※毎週月曜日に実施（月曜日が祝日の場合、翌日火曜日）。

過去問題を中心に、テキスト解説。

※時間：13時30分～15時30分（1日当たり2時間）

会場

武雄市役所

受講料

無料 テキスト代金：6,000円

※受講を中断された場合、
テキスト代の返却はありません。

募集定員

若干名

応募資格

次のいずれかに該当する方

① 消費生活相談員（国家資格）の資格取得を目指す方

② 資格取得後、県内（武雄市）で消費生活相談員として従事していただける方

※資格取得試験は、毎年10月に実施されます。来年度の受験を目指した講座です。

お申込方法

住所、氏名、生年月日、連絡先、メールアドレス、最終学歴、職歴、申し込み動機を記載し、郵送・持参・メールのいずれかの方法でお申し込みください。

※応募様式は自由です。

お申込み・
お問合せ先

武雄市 市民協働課 相談係（消費生活センター）

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12番地10

☎23-9122 📠23-9811

✉kyoudou@city.takeo.lg.jp

申込締切

平成30年

9月7日（金）

